

ご自分のお車(四輪車・二輪車)をサハリンへ持ち出して旅行をされる方へ

稚内～コルサコフ間 自動車一時輸出入お手続きガイド(2011年版)

【はじめに】

日本で使用している四輪車や二輪車(以下、「車輛」)をロシア(サハリン)へ持ち出し、ロシアで使用した後にもた持ち帰る場合には、日本とロシアの双方で自動車一時輸出入の手続きが必要になります。お手続きには、パスポート、ビザ、国際運転免許証、登録証書、国際ナンバープレート、有効な乗船券もしくは乗船予約確認書が必要になります。バイクを積み込むスペースの確保及びロシア側での手続きをスムーズに行う為、ご自身の乗船予約申し込み、車輛の書類コピー等の送付全てを出発の1週間前までにやっていただけない場合、またはお客様の申し込み時に車輛積載のスペースを確保出来ない場合につきましては、運送のお引き受けはできませんのでご了承ください。(ロシア到着後の手続きを円滑に進める為、お客様及び車輛のデータをご出発の1週間前までに現地へ送っております)

【ロシアへの渡航・自動車一時輸出入の手続きに必要なもの】

・パスポート(旅券) ・ビザ(ロシア査証) ・国際運転免許証 ・国際ナンバープレート ・登録証書 ・乗船券もしくは予約確認書
各々の取得方法は次の通りです。下記の内容については、北海道での例を記載しており、お住まいの地域によっては異なりますのでご注意ください。

パスポート(日本国旅券)	
申請先	住民登録をしている各都道府県の窓口(市町村等の申請窓口)
申請受付時間	月曜日～金曜日9:00～16:30
申請書	一般旅券発給申請書:申請窓口にあります
申請に必要なもの	顔写真(縦45mm、横35mm)、戸籍謄本1通、未使用のはがき1葉、住民票1通(必要な場合があります)
料金・手数料	12歳以上の方の10年有効旅券は16,000円(収入印紙:14,000円、北海道証紙:2,000円) 12歳以上の方の5年有効旅券は11,000円(収入印紙:9,000円、北海道証紙:2,000円) 12歳未満の方の5年有効旅券は6,000円(収入印紙:4,000円、北海道証紙:2,000円)
取得までの日数	約10日
注意事項	パスポートは10年用旅券と5年用旅券がありますが、10年用旅券を申請できるのは、申請時に満年齢20歳以上の方です。

ビザ(ロシア査証)		※観光ビザの場合
申請先	在日ロシア連邦大使館(東京)及び各ロシア連邦総領事館(在札幌、在函館、在大阪、在新潟)	
申請受付時間	月曜日～金曜日9:30～12:30(東京)、月曜日～金曜日14:00～16:00(札幌) 詳しくは大使館、各領事館にお問い合わせください	
申請書	申請時に記入(在札幌ロシア連邦総領事館のホームページからダウンロードしプリントアウトも可能) 在札幌ロシア連邦総領事館申請書pdfアドレス(adobe acrobat readerが閲覧及び印刷に必要です) http://www1.odn.ne.jp/ruscons_sapporo/japanese.pdf	
申請に必要なもの	パスポート原本、顔写真(縦40mm、横30mm)、旅行会社からのパウチャーまたは予約支払い済み証明書(オリジナル1枚、コピー1枚)、現地旅行会社からの確認書(コピー可)、日程表(滞在期間2週間以内の場合は不要)	
料金・手数料	ビザ申請手数料と発給までの日数(業務日で数え、申請日の翌日を1日目とする) 10日間以上:無料、5日間:5,000円、2日間:10,000円、1日間:30,000円 ビザ申請手数料が無料になるのは日本国籍者のみです ビザ申請手数料は、ビザ発給の結果如何に関わらず返金されません	
取得までの日数	最短は翌業務日(ビザ発給手数料は30,000円になります)	
注意事項	一般的にビザは旅行会社を通して手配しますが、この場合、旅行会社へ支払う手数料が発生します。 手数料については旅行会社によって異なりますので、旅行会社にお問い合わせください。 ロシア大使館、総領事館の休日は、土曜日、日曜日とロシアの祝日となります。また、祝日が土曜日や日曜日に重なる場合は、直近の月曜日が休日となります。詳しくは大使館、各領事館へお問い合わせ下さい。	

ビザ発給申請先	所在地	電話番号	FAX番号
在日ロシア連邦大使館領事部	東京都港区麻布台2-1-1	03-3583-4224	03-3505-0593
在札幌ロシア連邦総領事館	札幌市中央区南14条西12丁目2-5	011-561-3171	011-561-8897
在札幌ロシア連邦総領事館函館支部	函館市元町14-1	0138-24-8201	0138-24-8202
在大阪ロシア連邦総領事館	豊中市西緑ヶ丘1丁目2-2	06-6848-3451	06-6849-8357
在新潟ロシア連邦総領事館	新潟市笹口1丁目20-5ファイビル	025-244-6015	025-244-6077

国際運転免許証	
申請先	お住まいの管轄の自動車運転免許試験場及び警察署
申請受付時間	即日交付:8:45～12:00、13:00～15:00、後日交付:8:45～12:00、13:00～17:00
申請書	国外運転免許証交付申請書:自動車運転免許試験場及び警察にあります
申請に必要なもの	顔写真(縦50mm、横40mm)、運転免許証、印鑑、外国に渡航することを証明する書類(パスポート、船員手帳、渡航証明書等)、以前に国際運転免許証を取得されている方はその国際運転免許証
料金・手数料	2,650円
取得までの日数	申請した時間によっては即日交付可能(警察署で受付された方は交付までに2～3週間掛かります)
注意事項	受付は月曜日から金曜日で、土曜日、日曜日、祝日、振替休日、年末年始はお休みです。

登録証書		※原動機付自転車以外
申請先	「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局	
申請受付時間	8:45～11:45、13:00～16:00(平日のみ)	
申請書	登録証書交付申請書:運輸支局にあります 注意:申請者である使用者と所有者、抵当権者が同一でない場合は、申請書に所有者、抵当権者の記名、押印が自動車検査証に記載された使用者でない必要です(委任状でも可)	
申請に必要なもの	有効な自動車検査証(検査対象外軽自動車の場合は軽自動車届出済証)、パスポート、自動車損害賠償責任保険証書、使用承諾書(渡航者が自動車検査証に記載された使用者でない場合は、使用者からの使用承諾書等が必要です)	
料金・手数料	無料	
取得までの日数	申請当日	
注意事項	渡航される方が自動車検査証等に記載された使用者でない場合は、使用者からの使用承諾書等が必要になります。詳しくは申請する運輸支局にお問い合わせください。 【注意】過去に所有者と使用者が違う車をロシアへ持ち込み、所有者と運転をする使用者が違うということでロシアでの走行が許可されず、倉庫へ保管された実例がありますので、使用承諾書を所有者もしくは使用者から貰っている場合でも、車輛の航送をお引き受けできませんのでご注意ください。 ※運輸支局より:登録証書の申請は出発の1週間～10日前までにお済ませください	

登録証書		※原動機付自転車
申請先	「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局	
申請受付時間	8:45～11:45、13:00～16:00(平日のみ)	
申請書	原動機付自転車届出書:運輸局にあります 注意:届出者と所有者が同一でない場合、所有者の記名、押印が必要(委任状でも可)	
申請に必要なもの	標識交付済証、パスポート	
料金・手数料	無料	
取得までの日数	申請当日	
注意事項	運輸支局より:登録証書の申請は出発の1週間～10日前までにお済ませください	

国際ナンバープレート	
申請先	小松自動車工業株式会社 郵便番号:140-0011 所在地:東京都品川区東大井1丁目7-5 電話番号:03-3474-0211 ファックス番号:03-3474-0436
申請受付時間	9:00～17:00
申請書	国際ナンバープレート注文書:小松自動車工業株式会社へ連絡し取り寄せ
申請に必要なもの	登録証書コピー(国際ナンバープレート注文書及び登録証書コピーをファックスまたは郵送にて小松自動車工業へ送付、ファックス通信費、送料は申込者負担)
料金・手数料	小板(2輪)1枚:2,500円、中板1組2枚:5,500円、大板1組2枚:7,500円 国際ナンバープレート作成料金は、前金にて銀行振込または現金書留にて支払い(振込手数料、送料は申込者負担)、この他、国際ナンバー受け取り時の着払い料金が必要
取得までの日数	ご入金確認後、約10日間

【通関(税関への自動車一時輸出入申告)】

日本の税関への申告	
申請先	函館税関稚内税関支署 郵便番号:097-0001 所在地:稚内市末広5丁目6-1稚内地方合同庁舎内 電話番号:0162-33-1075 ファックス番号:0162-33-1078
申請受付時間	8:30~12:00 13:00~17:00 自動車一時輸出入申告自体は当日、事前の相談可
申請書	自動車一時輸出入申告書:税関にあります
申請に必要なもの	登録証書、パスポートコピー、フェリーのチケットもしくは予約回答書のコピー
料金・手数料	無料
注意事項	原則として、帰国する日あるいは渡航先での滞在期間を設定しないと申告は受理されません 出国の際に手続きした自動車一時輸出入申告書は、帰国した際の輸入手続きに必要になりますので紛失されませんようご注意ください。
その他	日本の税関への申告を日本通運(株)稚内支店が有料にて代行します。 郵便番号:097-0023 所在地:稚内市開運2丁目1-7 電話番号:0162-23-2651 ファックス番号:0162-23-2666 バイク1台:7,000円 自動車1台:17,000円

ロシアの税関への申告	
コルサコフ到着後の税関手続きは、弊社フェリーの船舶代理店である「インフロート」社へ弊社を通して依頼されることをお勧め致します。インフロート社は車輛の弊社フェリーからコルサコフ保税倉庫への移送、ロシア国内で有効な保険付保、ロシア税関への手続きを有料で代行します。コルサコフでの通関手続き後、走行が可能になるのは、遅くてもコルサコフ到着翌日のお昼前になります。ご自分で全ての手続きをされる場合は、フェリーからコルサコフ保税倉庫への車輛の移送、ロシアで有効な保険付保等を事前にお手配いただき、コルサコフ到着後のトラブルを避ける為に手配先を事前に弊社までお知らせください。	
インフロート社へ通関、保険付保業務を依頼した場合 ※2011年の場合 料金の内訳は、通関税・通関業務実施料金、船内での税関職員との書類と現物(車輛)の照合確認料、保税倉庫への運搬・保管料、ロシア国民自動車義務保険料、インフロートへの手数料となっています。 料金は為替レートにもよりますが、保険期間が一月間でバイクの場合約25,000円、自動車の場合約30,000円を到着日にインフロート社へ支払います(日本円可)。この際に帰国当日の打ち合わせをしてください(コミュニケーションは英語もしくはロシア語)。	
注意事項	車輛をロシアで通関し一時輸入の手続きに利用し渡された書類については、ロシア側からの返却輸出(一時輸出)の手続きの際に必要なになりますので、紛失されませんようご注意ください。
コルサコフ出発当日の流れ(インフロートへ依頼した場合) ※2011年の場合 出国手続きの前に、車輛に付着した汚れや泥を洗い落としてください。コルサコフ港ターミナルへは、インフロート社と打ち合わせをして決めた時間までに到着してください(通常はコルサコフフェリーターミナル前での待ち合わせ)。車輛から荷物を降ろし、ご自身のロシア出国審査を受けてください(この間、車輛はインフロート職員が管理)。出国審査が終わりましたら、車輛を置いた場所へ戻っていただき、ご自身で船に車輛を積んでいただきます。	
稚内到着後の流れ ※2011年の場合 稚内到着後は、まずご自身と携帯されていた荷物の入国審査を受けていただきます。他に同乗されていたお客様の入国審査が終了した後に、税関職員と植物防疫所職員による車輛の検査が船上で行われます。この検査が無事終了しましたら、船から車輛を陸揚げすることができます。陸揚げ後は、ナンバープレート在国内のものに付け替えることを忘れないようご注意ください。	

車輛一時輸出入フローチャート

